

令和4年6月23日
厚生労働省保険局調査課

平成29年度国民健康保険事業年報 正誤表

標記につきまして、一部のデータ等に誤りがあったため、以下の数値を修正いたします。

ホームページ掲載のファイルは、修正後のデータに差し替えております。

以下に掲げる表の数値を、別紙のとおり訂正(変更箇所を抜粋)。

【事業概況】

・表 21 国民健康保険の収支状況(市町村) =確定ベース=

【事業概況】 表 21 国民健康保険の収支状況(市町村) =確定ベース=

【誤】 表21 国民健康保険の収支状況(市町村) =確定ベース=

科 目	平成28年度			平成29年度			全体の対前年度増減額	全体の対前年度伸び率	
	全 体	(再掲)		全 体	(再掲)				
		医療給付分	介護分		医療給付分	介護分			
入	保 険 料 (税)	28,912	26,515	2,396	27,792	25,517	2,275	▲1,120	▲3.9
	国 庫 支 出 金	33,947	31,209	2,738	33,591	30,902	2,689	▲356	▲1.0
	療 養 給 付 費 交 付 金	3,190	3,190	-	1,840	1,840	-	▲1,350	▲42.3
	前 期 高 齢 者 交 付 金	35,226	35,226	-	37,556	37,556	-	2,330	6.6
	都 道 府 県 支 出 金	11,821	11,078	742	11,349	10,617	731	▲472	▲4.0
	一般会計繰入金(法定分)	4,736	4,606	131	4,663	4,533	131	▲73	▲1.5
	一般会計繰入金(法定外)	3,298	・	・	2,540	・	・	▲759	▲23.0
	共 同 事 業 交 付 金	35,421	35,421	-	33,718	33,718	-	▲1,703	▲4.8
	直 診 勘 定 繰 入 金	1	1	-	1	1	-	▲0	▲29.6
	そ の 他	473	・	・	510	・	・	37	7.8
	小 計	157,026	・	・	153,559	・	・	▲3,467	▲2.2
	基 金 繰 入 (取 崩) 金	529	・	・	409	・	・	▲120	▲22.7
	(前年度からの繰越金)	2,661	・	・	3,672	・	・	1,011	38.0
	市 町 村 債	4	・	・	24	・	・	20	488.6
	取 入 合 計 (収 入 総 額)	160,219	・	・	157,664	・	・	▲2,555	▲1.6
出	総 務 費	1,845	・	・	2,030	・	・	185	10.0
	保 険 給 付 費	92,655	92,655	-	90,069	90,069	-	▲2,586	▲2.8
	後 期 高 齢 者 支 援 金	17,040	17,040	-	16,595	16,595	-	▲445	▲2.6
	前 期 高 齢 者 納 付 金	12	12	-	61	61	-	48	388.0
	老 人 保 健 拠 出 金	1	1	-	0	0	-	▲0	▲36.1
	介 護 納 付 金	6,437	-	6,437	6,337	-	6,337	▲99	▲1.5
	保 健 事 業 費	1,123	1,123	-	1,123	1,123	-	0	0.0
	共 同 事 業 拠 出 金	35,406	35,406	-	33,695	33,695	-	▲1,711	▲4.8
	直 診 勘 定 繰 出 金	72	72	-	81	81	-	9	12.9
	そ の 他	951	946	5	1,261	1,256	6	311	32.7
	小 計	155,542	・	・	151,253	・	・	▲4,289	▲2.8
	基 金 積 立 金	413	・	・	879	・	・	466	112.8
	前年度繰上充用(欠損補填)金	962	・	・	657	・	・	▲304	▲31.6
	公 債 費	9	・	・	13	・	・	4	39.6
	支 出 合 計 (支 出 総 額)	156,925	・	・	152,801	・	・	▲4,124	▲2.6
収 支 差 引 合 計 額	収 支 差 引 合 計 額 (収 入 総 額 - 支 出 総 額)	3,294			4,862			1,569	
	単 年 度 収 支 差 (経 常 収 支 差) (経 常 収 入 - 経 常 支 出) A	1,484			2,306			822	
	国庫支出金精算額等 B	▲419			▲1,004			▲585	
	精算後単年度収支差引額 A+B	1,065			1,302			237	
	決算等補てんのための一般会計繰入金 C	2,526			1,751			▲774	▲30.7
精算後単年度収支差引額 A+B-C	▲1,461			▲450			1,011		
基 金 積 立 金 等	5,417			6,725			1,308		

(注1) 端数の関係上、合計及び収支差がずれることがある。

(注2) 前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び老人保健拠出金については、当年度概算額と前々年度精算額を加えたものとなっており、平成27年度の精算は平成29年度に、平成28年度の精算は平成30年度にそれぞれ行われる。

(注3) 「精算後単年度収支差引額」とは、当該年度の実質的な収支を見るために、単年度収支差(経常収支差)に国庫支出金精算額等を加えたものであり、「国庫支出金精算額等」とは、国庫支出金精算額及び療養給付費交付金に係る前年度の精算額を控除し、翌年度に行われる当該年度の精算額を加えた額である。

(注4) 「基金積立金等」とは、当年度末における純資産に当年度の国庫拠出金・療養給付費交付金に係る精算額を加えたものである。ただし、純資産は以下のように計算している。

$$\text{純資産} = (\text{基金等保有額} + \text{次年度への繰越金} + \text{貸付金等} + \text{その他の資産}) - (\text{繰上充用金(当年度赤字額)} + \text{当年度末市町村債残高} + \text{その他の負債})$$

(注5) 医療給付分と介護分を分けられない科目を仮にすべて医療給付分とした場合、精算後単年度収支差引額は平成29年度で1,819億円となる。

(注6) 一般会計繰入金(法定分)のうち、保険基金安定(保険者支援分)、保険基金安定(保険料軽減分)については、国、都道府県、市町村のそれぞれの負担割合に応じ、国庫支出金、都道府県支出金に振り分けている。

(注7) 一般会計繰入金(法定外)については、①決算補てん等目的分と②それ以外分に分類される。

①は主に、事後的な決算の補てん、地方独自の保険料の負担緩和等に充てることを目的とし、

②は主に保健事業や事務費への充当目的となっている。

【正】

表21 国民健康保険の収支状況(市町村) =確定ベース=

科 目	平成28年度			平成29年度			全体の対前 年度増減額	全体の対前 年度伸び率	
	全 体	(再掲)		全 体	(再掲)				
		医療給付分	介護分		医療給付分	介護分			
収 入 (經常収入)	保 険 料 (税)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	
	国 庫 支 出 金	28,912	26,515	2,396	27,792	25,517	2,275	▲1,120	▲3.9
	療 養 給 付 費 交 付 金	3,190	3,190	-	1,840	1,840	-	▲1,350	▲42.3
	前 期 高 齢 者 交 付 金	35,226	35,226	-	37,556	37,556	-	2,330	6.6
	都 道 府 県 支 出 金	11,821	11,078	742	11,349	10,617	731	▲472	▲4.0
	一般会計繰入金(法定分)	4,736	4,606	131	4,663	4,533	131	▲73	▲1.5
	一般会計繰入金(法定外)	3,298	-	-	2,540	-	-	▲759	▲23.0
	共 同 事 業 交 付 金	35,421	35,421	-	33,718	33,718	-	▲1,703	▲4.8
	直 診 勘 定 繰 入 金	1	1	-	1	1	-	▲0	▲29.6
	そ の 他	473	-	-	510	-	-	37	7.8
	小 計	157,026	-	-	153,559	-	-	▲3,467	▲2.2
	基 金 繰 入 (取 崩) 金	529	-	-	409	-	-	▲120	▲22.7
	(前年度からの繰越金)	2,661	-	-	3,672	-	-	1,011	38.0
	市 町 村 債	4	-	-	24	-	-	20	488.6
	収 入 合 計 (収 入 総 額)	160,219	-	-	157,664	-	-	▲2,555	▲1.6
支 出 (經常支出)	総 務 費	1,845	-	-	2,030	-	-	185	10.0
	保 険 給 付 費	92,655	92,655	-	90,069	90,069	-	▲2,586	▲2.8
	後 期 高 齢 者 支 援 金	17,040	17,040	-	16,595	16,595	-	▲445	▲2.6
	前 期 高 齢 者 納 付 金	12	12	-	61	61	-	48	388.0
	老 人 保 健 拠 出 金	1	1	-	0	0	-	▲0	▲36.1
	介 護 納 付 金	6,437	-	6,437	6,337	-	6,337	▲99	▲1.5
	保 健 事 業 費	1,123	1,123	-	1,123	1,123	-	0	0.0
	共 同 事 業 拠 出 金	35,406	35,406	-	33,695	33,695	-	▲1,711	▲4.8
	直 診 勘 定 繰 出 金	72	72	-	81	81	-	9	12.9
	そ の 他	951	946	5	1,261	1,256	6	311	32.7
	小 計	155,542	-	-	151,253	-	-	▲4,289	▲2.8
	基 金 積 立 金	413	-	-	879	-	-	466	112.8
	前年度繰上充用(欠損補填)金	962	-	-	657	-	-	▲304	▲31.6
	公 債 費	9	-	-	13	-	-	4	39.6
	支 出 合 計 (支 出 総 額)	156,925	-	-	152,801	-	-	▲4,124	▲2.6
収 支 差 引 額	収 支 差 引 合 計 額 (収入総額 - 支出総額)	3,294			4,862			1,569	
	単年度収支差(經常収支差) (經常収入 - 經常支出) A	1,484			2,306			822	
	国庫支出金精算額等 B	▲419			▲1,004			▲585	
	精算後単年度収支差引額 A+B	1,065			1,302			237	
	決算等補てんのための一般会計繰入金 C	2,516			1,752			▲764	▲30.4
決算等補てんのための一般会計繰入金を除いた場合の 精算後単年度収支差引額 A+B-C	▲1,451			▲450			1,001		
基 金 積 立 金 等	5,417			6,725			1,308		

- (注1) 端数の関係上、合計及び収支差がずれることがある。
- (注2) 前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び老人保健拠出金については、当年度概算額と前々年度精算額を加えたものとなっており、平成27年度の精算は平成29年度に、平成28年度の精算は平成30年度にそれぞれ行われる。
- (注3) 「精算後単年度収支差引額」とは、当該年度の実質的な収支を見るために、単年度収支差(經常収支差)に国庫支出金精算額等を加えたものであり、「国庫支出金精算額等」とは、国庫支出金精算額及び療養給付費交付金に係る前年度の精算額を控除し、翌年度に行われる当該年度の精算額を加えた額である。
- (注4) 「基金積立金等」とは、当年度末における純資産に当年度の国庫拠出金・療養給付費交付金に係る精算額を加えたものである。ただし、純資産は以下のように計算している。
- * 純資産 = (基金等保有額 + 次年度への繰越金 + 貸付金等 + その他の資産)
- (繰上充用金(当年度赤字額) + 当年度末市町村債残高 + その他の負債)
- (注5) 医療給付分と介護分を分けられない科目を仮にすべて医療給付分とした場合、精算後単年度収支差引額は平成29年度で1,819億円となる。
- (注6) 一般会計繰入金(法定分)のうち、保険基金安定(保険者支援分)、保険基金安定(保険料軽減分)については、国、都道府県、市町村のそれぞれの負担割合に応じ、国庫支出金、都道府県支出金に振り分けている。
- (注7) 一般会計繰入金(法定外)については、①決算補てん等目的分と②それ以外分に分類される。
①は主に、事後的な決算の補てん、地方独自の保険料の負担緩和等に充てることを目的とし、
②は主に保健事業や事務費への充当目的となっている。